

不法投棄は犯罪です！

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」と言う。）により、「5年以下の懲役若しくは1,000万円（法人は3億円）以下の罰金」に処せられます。

不法投棄行為の現場を見かけたら、次のことを情報提供ください。
なお、不法投棄された廃棄物は現状のまま通報してください。

- 情報提供いただきたいこと
 - ・ 日時、場所、捨てられた物、量
 - ・ 不法投棄した車の車種、色、ナンバー
- 連絡先
 - ・ 那須塩原警察署 電話：0287-67-0110
（又は最寄の駐在所）
 - ・ 産業廃棄物と思われる場合
 県北環境森林事務所 電話：0287-22-2277
 - ・ 一般廃棄物（家庭のごみ）と思われる場合
 那須町環境課 電話：0287-72-6916
- 土地・建物の所有者または管理者の皆様へ

土地・建物の所有者または管理者は、その場所の清潔を保つよう努めるとともに、廃棄物が捨てられた時は、その廃棄物を自らの責任で処理しなければなりません。

日ごろから、みだりに人が立ち入れないように囲いを設けるなど、土地の管理には十分な注意を心がけてください。

なお、不法投棄防止用警告看板を用意しておりますので、必要なときは環境課までご相談ください。

**野外焼却は禁止されています！**

ダイオキシン類排出抑制と廃棄物の適正処理の観点から、一部の例外を除き、廃棄物の屋外焼却は禁止されています。これらに違反すると廃棄物処理法により、「5年以下の懲役若しくは1,000万円（法人は3億円）以下又はこれらの併科」に処せられます。

〔例外〕

- ・ 廃棄物処理法の処理基準に適合した焼却炉（※）で焼却する場合
- ・ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
- ・ どんど焼きなど社会習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却
- ・ たき火その他日常生活を営むために通常行われる焼却であって軽微なもの



ただし、これらの場合であっても、周辺的生活環境への影響が認められるときには、焼却行為をしてはいけません。

※焼却炉構造基準（主なもの）

- ・ 焼却ガス温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること
- ・ 燃焼中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること
- ・ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること
- ・ 外気と遮断した状態で定量ずつ廃棄物を投入できること
- ・ 燃焼に必要な空気の通風が行われるものであること

【詳細は県北環境森林事務所（電話：0287-22-2277）にお問合せください。】

- 連絡先
 - ・ 那須塩原警察署 電話：0287-67-0110
（又は最寄の駐在所）
 - ・ 那須消防署 電話：0287-72-1215
 - ・ 那須消防署湯本分署 電話：0287-76-3200
 - ・ 産業廃棄物を焼却していると思われる場合
 県北環境森林事務所 電話：0287-22-2277
 - ・ 一般廃棄物（家庭のごみ）を焼却していると思われる場合
 那須町環境課 電話：0287-72-6916